

本メルマガは山下税理士に日常業務の中から「間違いやすい・見落としがちな」税務のチェックポイントをQ&A形式でご寄稿頂いたものになります。ぜひご参考になさってください。

『質問』

連結納税の承認の申請書等の提出

《内容》

関与先のA社（12月決算）は、来期から連結納税の承認を受けるため、連結納税の承認の申請書を提出する予定ですが、どこに何部提出すればよいですか。

また、その提出期限はいつになりますか。

『答』

A社及び連結子法人となる法人は、連名で連結納税の承認の申請書をA社の納税地の所轄税務署長を經由して、国税庁長官に提出することとされ、その提出部数は3部とされています。

また、その提出期限は、連結納税の承認を受けて最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3月前の日となります。

(解説)

1 連結親法人となる法人と連結子法人となる法人が、連結納税の承認を受けようとする場合には、これらの法人の全ての連名で連結納税の承認の申請書を連結親法人となる法人の納税地の所轄税務署長を經由して、国税庁長官に提出することとされています（法4の3）。

その提出部数については、その提出先である税務署・国税局・国税庁において円滑な審査等を行うため、3部提出することになります。

また、その提出期限は、原則として、連結納税の承認を受けて最初の連結事業年度としようとする期間の開始の日の3月前の日とされています（法4の3①）。

2 なお、連結親法人となる法人の設立事業年度が設立事業年度等の承認申請特例（法4の3⑥）の適用を受けて連結納税を開始しようとする事業年度である場合のその提出期限は、その設立事業年度開始の日から1月を経過する日とその設立事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日とされ、また、その設立事業年度の翌事業年度が連結申請特例年度である場合には、その設立事業年度終了の日とその翌事業年度終了の日から2月前の日とのいずれか早い日とされています（法4の3⑥）。

3 ご質問のケースでは、連結納税の承認を受けて最初の連結事業年度としようとする期間（来期の1月1日から12月31日までの期間）の開始の日の3月前の日（来期の9月30日）までに、P社及び連結子法人となる法人が連名で連結納税の承認の申請書3部をP社の納税地の所轄税務署長を經由して、国税庁長官に提出することとなります。

4 なお、上記の連結納税の承認の申請書は（初葉）、（次葉）、と付表1（連結親法人となる法人の主要株主等の状況）及び付表2（発行済株式等の状況）となっていますので、これらの各3部に次の添付書類をそれぞれ添付の上、提出することになります。

①出資関係図（連結子法人となる法人に対する持株割合を記載した出資関係図）

②グループ一覧（連結親法人となる法人及びすべての連結子法人となる法人等を記載した一覧表）

〈著者プロフィール〉

山下 徳夫 氏

税理士、長崎県出身、旧大蔵省在職時には、法人税法関係の法律の企画立案事務に従事し、税務大学校教授在職中に公益法人課税・減価償却関係等に関する論文発表。

■■■■■ 著作権 など ■■■■■

著作権者の承諾なしにコンテンツを複製、他の電子メディアや印刷物などに再利用(転用)することは、著作権法に触れる行為となります。また、メールマガジンにより専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。メールマガジンに依拠することによりメールマガジンをお読み頂いている方々が被った損失について一切責任を負わないものとします。